毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告　示
○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件　五一七
○耕地整理組合の臨時代理者として指定した件　五一七
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件　五一七
○土地収用法により事業の認定をした件　五一九
公　告
○都市計画を変更する件　五二〇
福島県選挙管理委員会
○政治資金規正法の規定により提出された政治団体の収支報告書について訂正の届出があった件　五二〇
福島県収用委員会
○公示による通知を行う件　五二一

告　示

福島県告示第七百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年十一月二十七日から同年十二月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び矢吹町商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年十一月二十七日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス矢吹店　福島県西白河郡矢吹町弥栄三番一ほか

二　法第八条第一項の規定により矢吹町から聴取した意見の概要

意見なし

三　法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百二十四号

土地改良法施行法（昭和二十四年法律第百九十六号）第二条第一項の規定によりなおその効力を有する耕地整理法（明治四十二年法律第三十号）第七十三条第四項の規定により、水谷第二耕地整理組合の臨時代理者として令和八年十一月十九日次の者を指定した。

令和八年十一月二十七日

福島県知事　内　堀　雅　雄

臨時代理者の氏名及び住所

泉田　重章　福島県双葉郡浪江町大字北幾世橋字内匠町六番地二

（農村計画課）

福島県告示第七百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和八年十一月二十七日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大沼郡三島町大字浅岐字大清水一六五二の一（次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的

水源の涵養

3　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、三島町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大沼郡三島町大字間方字若林山一〇三四の二、一〇三五

2　保安林として指定された目的

水源の涵養

3　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、三島町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

三　1　指定施業要件変更に係る保安林の所在場所
大沼郡三島町大字川井字猪嶽山一二〇七の六から一二〇七の九まで、一二〇七の一一から一二〇七の二〇まで
2　保安林として指定された目的
水源の涵養
3　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、三島町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

四　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡三島町大字浅岐字大清水一六五二の八三
2　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字大清水一六五二の八三（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、三島町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度
次のとおりとする。

五　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡三島町大字早戸字遠山一八一の一、一八一の二、一八八、一八九の二、二五七二、二五七七
2　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字遠山一八一の二（次の図に示す部分に限る。）、一八八
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、三島町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度
次のとおりとする。

六　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡三島町大字大石田字一ノ原四五九七の七七
2　保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
3　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、三島町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度
次のとおりとする。

七　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡三島町大字滝谷字大窪一七三〇の八、字上ノ山六九〇の一・六九〇の三・六九〇の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、六九〇の五から六九〇の七まで、六九一、六九二、六九四、七〇〇、七〇三、七三八、字下殿平六〇四、字畑平一八四七の六三、一八四七の六八から一八四七の七一まで
2　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、三島町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度
次のとおりとする。

八　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大沼郡三島町大字大石田字一ノ原四五九七の二

2　保安林として指定された目的

水源の涵養

3　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、三島町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び三島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第七百二十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和八年十一月二十七日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　起業者の名称

南相馬市

二　事業の種類

（仮称）原町学校給食センター整備事業

三　収用又は使用の別を明らかにした起業地

収用の部分　南相馬市原町区牛来字石橋地内

使用の部分　なし

四　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第二十条第一号の要件への適合性

（仮称）原町学校給食センター整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十一号に掲げる国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2　法第二十条第二号の要件への適合性

起業者は、令和八年二月定例庁議において本件事業を行うことを決定し、必要な予算措置を講じているため、事業遂行の意思と能力があるものと認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3　法第二十条第三号の要件への適合性

㈠　得られる公共の利益

小高区・原町区の小中学校にある既存の自校調理方式による給食調理室は、全て築三十年が経過し、老朽化に伴い修繕費等が増加しているが、児童生徒数が急激に減少し、学校の小規模化が進む中にあって、これら全ての給食施設について改善を図ることは費用対効果の面から困難である。

また、学校給食法に基づき文部科学大臣が定めた「学校給食衛生管理基準」の第二「学校給食施設及び設備の整備及び管理に係る衛生管理基準」において、細菌の繁殖を防止するため床が乾いた状態で作業が出来るドライ方式や、汚染作業区域と非汚染作業区域の明確な分離による衛生環境の確保が求められているが、現施設の床面積では基準に準拠した環境での給食調理は難しい状況にある。

各小中学校の既存の給食調理室を新給食センターへ集約することで、維持管理・修繕、調理・運営等全般にわたるコストの低減を図るだけでなく、ドライ方式の導入やＨＡＣＣＰ（製造における重要な工程を連続的に監視することによって、一つ一つの製品の安全性を保証しようとする衛生管理手法）の概念を取り入れることにより、安全で作業しやすい調理環境と衛生管理体制の構築ができ、全ての児童生徒が、安全・安心に喫食できる給食提供体制を整えることが可能となる。

また、食物アレルギー対応専用調理室を設けることで、より安全性の確保されたアレルギー対応食の提供ができ、食物アレルギーをもつ児童生徒でも安全・安心に喫食ができる。

さらに、耐震性の確保など災害時に強い施設にすることで、大規模災害等があった際の炊き出し場所としての活用、鹿島区学校給食センターが被災した際の補完機能も果たすこととなる。

加えて、児童生徒や保護者、地域の方が施設見学や給食試食などにも対応可能な施設とすることにより、地域の農産物や食文化への理解を深め、学校給食を通じた食育やＳＤＧｓの推進に寄与するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、大きいと認められる。

㈡　失われる利益

本件事業の起業地及び周辺地域における希少野生動植物について、起業者が令和八年七月に福島県生活環境部自然保護課に確認したところ、本起業地区域に関して提供できる情報はないとの回答を得た。なお、野生動物は移動し、生息地を変える種類もいることから、起業者は重機等による振動、騒音等に十分に配慮して工事を施行することとしている。

また、本件事業計画地内の埋蔵文化財の有無については、令和八年七月に南相馬市教育委員会から、埋蔵文化財包蔵地には該当しないとの回答を得ている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

㈢　事業計画の合理性

本件事業における起業地（以下「本起業地」という。）の面積は、事業を施行

するために必要かつ最小限の土地であると認められる。

また、本起業地の選定は、学校給食衛生管理基準に従い調理後二時間以内に喫食できるよう各学校からの距離を勘案した場所である、河川浸水想定区域外で安全性が高い、経済的合理性に優れるなどの観点から、三箇所の候補地を比較検討した結果、申請案が最適であるとして起業地が決定されている。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

(四)　以上のことから、本件事業により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。併せて、事業計画の合理性を考慮すると、本件事業計画は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第二十条第三号の要件を充足すると認められる。

4　法第二十条第四号の要件への適合性

(一)　事業を早期に施行する必要性

小高区・原町区の小中学校にある給食調理室の老朽化に伴う修繕を始め、衛生基準に合わせた設備の整備、食物アレルギーへの対応、適切な労働環境の確保は喫緊の課題であるが、これら全ての給食施設について改善を図ることは費用対効果の面から困難である。

よって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本起業地の範囲は、本件事業計画に必要な範囲と認められる。

また、本起業地は、全て本件事業の用に恒久的に供されるため、収用又は使用の別を収用としたことについても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

五　法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

南相馬市教育委員会教育総務課

（土木総務課用地室）

公　告

公告第二百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、県中都市計画道路を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

令和八年十一月二十七日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　都市計画から除外される土地の区域

郡山市のうち、富久山町八山田字松ケ作、字広谷原及び喜久田町字遠北原の各一部の区域

二　縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課、福島県県中建設事務所事業部道路課、郡山市都市構想部都市政策課、須賀川市建設部まち共創課及び鏡石町都市建設課

三　縦覧期間

令和八年十一月二十七日から同年十二月十一日まで

四　意見書の提出

県中都市計画道路を変更する案について、郡山市、須賀川市又は鏡石町の住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県土木部都市総室都市計画課、福島県県中建設事務所事業部道路課、郡山市都市構想部都市政策課、須賀川市建設部まち共創課又は鏡石町都市建設課を経由して、三に掲げる期間内に福島県に提出することができる。

（都市計画課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第八十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定により提出された令和四年分及び令和五年分の収支報告書について、自由民主党福島県白河市・西白河郡第二支部の会計責任者から訂正の届出があったので、令和四年分及び令和五年分の政治団体の収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

令和八年十一月二十七日

福島県選挙管理委員会

委員長　成　田　良　洋

令和四年分（令和五年十一月二十四日付け号外第五十八号別冊）

通常・政党（国会議員関係政治団体を除く。）の表自由民主党福島県白河市第二支部の項を次のとおり訂正する。

訂正箇所		訂正後	訂正前
収入・支出の総額	収入総額	384,036	75,437
収入の内訳	前年繰越額	384,035	75,437
	その他の収入	1	

令和五年分（令和六年十一月二十六日付け号外第七十二号別冊）通常・政党（国会議員関係政治団体を除く。）の表自由民主党福島県白河市第二支部の項を次のとおり訂正する。

訂正箇所			訂正後	訂正前
収入・支出の総額		収入総額	1,846,022	1,537,423
		支出総額	1,603,737	1,482,737
収入の内訳		前年繰越額	384,036	75,437
支出の内訳	経常経費	事務所費	121,000	
		計	121,000	

福島県収用委員会

福島県収用委員会告示第五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定に基づき次の者に送付すべき次の書類は、当収用委員会書記室（福島県庁本庁舎四階用地室内）において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

令和八年十一月二十七日

福島県収用委員会
会長　鈴　木　靖　裕

一　書類の名称
裁決申請及び明渡裁決申立てに係る審理の期日及び場所を記載した令和八年十一月十二日付けの通知書

二　書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

氏名	住所
鈴木　義晴	住所不明 ただし、土地登記記録権利部所有権欄の住所 福島県いわき市好間町北好間字山ノ坊三二番地

三　その他
前記通知書を受領しないときは、令和八年十二月十八日をもって通知があったものとみなされます。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
再生紙を使用しています。　【定価　１箇月 3,560円】
発行者　福　島　県
印刷所　株式会社 第 一 印 刷